

無線局免許承継申請書(届出書)

年 月 日

近畿総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄 (割印はしないこと。印紙同士が 重ならないように貼ること。)
--

- ☐電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続)
- ☐電波法第 20 条第 2 項、第 4 項(分割に係る部分に限る。)若しくは第 5 項(合併に係る部分に限る。)又は第 10 項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続)

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第 14 条の 2 の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請(届出)者

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

代理人

住 所	都道府県－市区町村コード 〔 〕
	〒（ － ）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 承継に係る無線局

① 識別信号	
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（第2項各号）	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴（第3項）	☐ 有 ☐ 無

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

- ☐ 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- ☐ 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

☐ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

☐ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

☐ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	